

## 別添（第1条関係）

### 上水給水・雨水利用ポンプ更新仕様書（案）

#### 1 目的

愛媛県原子力センター（以下、「県」という）の上水給水ポンプ及び雨水利用ポンプにおいて、経年による劣化が見られるため取替を行うものである。

#### 2 納入場所

愛媛県原子力センター

（住所：愛媛県八幡浜市保内町宮内1-485-1）

#### 3 対象機器

以下に示す機器の取替を行うこと。なお、電源・通信ケーブル、配管類及び防振装置は既設を流用すること。

##### 3-1 上水給水ポンプ

###### (1) 加圧給水ポンプ

型式：NX-VFC652-3.7D 盤仕様1（相当品）

相・電圧：三相 200V/60Hz

材質：ステンレス製

全揚程：320L/min×25m以上

数量：1基

備考：制御盤についてはメンテナンスを考慮した配置とすること。

###### (2) 防振継手

口径：65A

材質：ゴム製

数量：3個

### 3-2 雨水利用ポンプ

#### (1) 加圧給水ポンプ

型 式：NX-VFC252-0.4D 吸上（相当品）

相・電圧：三相 200V/60Hz

材 質：ステンレス製

全揚程：50L/min×15m 以上

数 量：1 基

備 考：制御盤についてはメンテナンスを考慮した配置とすること。

#### (2) フート弁（レバー付き）

材 質：PPE 製

口 径：32A

数 量：2 個

#### (3) 防振継手

口 径：32A

材 質：ゴム製

数 量：3 個

## 4 留意事項

- (1) 当該機器に関し知識と経験のある専門の技術員により実施すること。
- (2) 更新による上水給水ポンプおよび雨水利用ポンプの停止期間が極力短くなるよう計画し、事前に県の承認を得ること。また、作業日は原則として土日祝日とすること。
- (3) 本更新に伴い交換が必要となる軽微な部品や消耗品の交換は受注者において適切に実施すること。
- (4) 機器据付調整後、絶縁抵抗試験等の必要な試験を実施したうえで単体の動作確認後、上水給水ポンプおよび雨水利用ポンプ全体が正常に動作することを確認すること。
- (5) 令和8年度末までは無償保証期間とすること。ただし、明らかに受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには、無償保証期間満了後であっても、当該部分を無償で改修するものとする。
- (6) 撤去した機器は受注者において適切に処分すること。
- (7) 養生資材等、作業に伴い発生する不用品については、受注者で適正に処分すること。

## 5 提出書類

受注者は、下表に示す書類を期限までに提出すること。

NO	書類名	期 限	部数
1	概略工程表 <sup>※1</sup>	契約後 1 か月以内	1
2	機器承認申請書 <sup>※2</sup>	機器製作着手前	2
3	実施計画書 <sup>※3</sup>	現地作業 1 か月前まで	1
4	完成図書 <sup>※4</sup>	納入時	1
5	打合せ議事録	県からの指示による	1
6	その他必要な書類	協議により決定	同左

※ 1 概略工程表は、現地調査・機器製作・現地作業等の全体の工程が確認できるものとする。

※ 2 機器承認申請書は、機器個別仕様・発注仕様との比較表・その他必要な書類とする。

なお、本書類を提出後、県の承認を得るまでは機器製作に着手してはならない。

※ 3 実施計画書には、現地作業の詳細工程表を含めること。

※ 4 完成図書には、機器仕様書・各種試験成績書・取扱説明書・作業写真を含めること。

なお、作業写真は着手前・完成後に加え、重要な工程及び完成後不可視となる部分についても提出することとし、詳細については打合せで決定する。

## 6 準拠基準等

(1) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

(2) 日本産業規格（J I S）

(3) その他必要な規格・基準等

## 7 その他

その他、疑義が生じた場合は協議等を行うこと。